

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年1月31日

【発行者名】 RBS（ルクセンブルグ）エス・エイ
(RBS (Luxembourg) S.A.)

【代表者の役職氏名】 ディレクター アントニオ・トーマス
(Antonio Thomas)
ディレクター レヴェル・ウッド
(Revel Wood)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ L-5826
ガスペリッシュ通り 33番
(33, Rue de Gasperich, L-5826 Hespérange
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一木 剛太郎

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 一木 剛太郎

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
アーカス・ジャパン・ロング/ショート・ファンド
(Arcus Japan Long/Short Fund)

【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
リテイル証券について、1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち訂正すべき事項がありますので、これらを訂正するため、および原届出書の添付書類の一部が変更されましたので、変更された添付書類を提出するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

(注)___の部分は訂正箇所を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

< 訂正前 >

(前 略)

ファンドは、2010年12月17日の投資信託に関する法律(以下「2010年法」という。)のパート の規定に基づき、規制された投資信託として資格を有している。ファンドは、当初ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「2002年法」という。)のパート に基づき設定された。投資予定者は、投資前にファンドへの投資を許可されているか確認し、不確実な場合においては、専門家の助言を得るべきである。

約款にしたがって、管理会社は追加のクラスの受益証券の発行を決定することができ、それらの資産は共同して投資されるが、異なる申込手数料、転換手数料、買戻手数料、管理報酬および実績報酬ならびに販売手数料もしくは分配方針またはその他の固有の特性が適用される。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組となっている。

(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

ファンドは、2010年12月17日の投資信託に関する法律(以下「2010年法」という。)のパート の規定に基づき、規制された投資信託として資格を有している。ファンドは、当初ルクセンブルグの2002年12月20日の投資信託に関する法律(改正済)(以下「2002年法」という。)のパート に基づき設定された。投資予定者は、投資前にファンドへの投資を許可されているか確認し、不確実な場合においては、専門家の助言を得るべきである。

約款にしたがって、管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)は追加のクラスの受益証券の発行を決定することができ、それらの資産は共同して投資されるが、異なる申込手数料、転換手数料、買戻手数料、管理報酬および実績報酬ならびに販売手数料もしくは分配方針またはその他の固有の特性が適用される。ファンド証券は、いつでも管理会社により、純資産価格で販売され、受益者の要求に応じて随時、その時の純資産価格で買戻される仕組となっている。

(後 略)

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前 略)

平成23年2月3日 ファンドの改訂約款締結(平成23年2月28日効力発生)

< 訂正後 >

(前 略)

平成23年2月3日 ファンドの改訂約款締結(平成23年2月28日効力発生)

平成25年1月16日 ファンドの改訂約款締結(平成25年1月31日効力発生)

(3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS（ルクセンブルグ）エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成23年2月3日付（平成23年2月28日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。

(後 略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
RBS（ルクセンブルグ）エス・エイ (RBS (Luxembourg) S.A.)	管理会社	平成25年1月16日付（平成25年1月31日効力発生）で保管受託銀行との間でファンド約款を締結。ファンドの資産の運用管理、ファンド証券の発行、買戻し等について規定している。

(後 略)

(5) 開示制度の概要

(1) ルクセンブルグにおける開示

金融監督委員会に対する開示

< 訂正前 >

(前 略)

さらに、後記(6)()「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、ファンドの独立の監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。ファンドの独立監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム(Ernst & Young Société Anonyme)、ルクセンブルグ事務所である。さらに、2010年法にしたがってルクセンブルグにおいて登録されているすべてのファンドは、ルクセンブルク金融庁(現金融監督委員会)の1991年1月21日付通達91/75(金融監督委員会通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書とともに半期報告書および年次報告書を提出することを要求されている。

< 訂正後 >

(前 略)

さらに、後記(6)()「財務状況およびその他の情報に関する監督」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、ファンドの承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければならない。ファンドの承認された法定監査人は、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム(Ernst & Young Société Anonyme)、ルクセンブルグ事務所である。さらに、2010年法にしたがってルクセンブルグにおいて登録されているすべてのファンドは、ルクセンブルク金融庁(現金融監督委員会)の1991年1月21日付通達91/75(金融監督委員会通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書とともに半期報告書および年次報告書を提出することを要求されている。

(6) 監督官庁の概要

< 訂正前 >

(前 略)

() 登録の届出の受理

(中 略)

- (八) 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要する。

(中 略)

() 登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令または金融監督委員会通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

(中 略)

() 目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、目論見書が適用ある法律、勅令および金融監督委員会通達に適合すると認められた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査定を付してそれを証明する。

() 財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。監査人は、監査人の職務の遂行上知りうるまたは知らなくてはならない事柄について、金融監督委員会が要求するすべての情報(帳簿その他の記録を含む。)を金融監督委員会に提出しなければならない。

<訂正後>

（前略）

（ ）登録の届出の受理

（中略）

（八）ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグからその投資信託証券を公衆に対して告知、募集または販売する、外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、金融監督委員会への登録を要する。

（中略）

（ ）登録の拒絶または取消し

投資信託が適用ある法令または金融監督委員会通達を遵守しない場合、承認された法定監査人を有しない場合またはその承認された法定監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。

（中略）

（ ）目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書およびその他の書類は、事前に金融監督委員会に提出されなければならない。金融監督委員会は、目論見書が適用ある法律、勅令および金融監督委員会通達に適合すると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、目論見書に査定を付してそれを証明する。

（ ）財務状況およびその他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければならない。承認された法定監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨を金融監督委員会に報告する義務を負う。承認された法定監査人は、承認された法定監査人の職務の遂行上知りうるまたは知らなくてはならない事柄について、金融監督委員会が要求するすべての情報（帳簿その他の記録を含む。）を金融監督委員会に提出しなければならない。

2 投資方針

(2) 投資対象

< 訂正前 >

(前 略)

各証券への投資割合および投資金額は、投資制限を条件として株式投資の状況に応じて決定される。

< 訂正後 >

(前 略)

各証券への投資割合および投資金額は、投資制限を条件として株式投資の状況に応じて決定される。

投資運用会社が採用するリスク管理体制は、ファンドが投資する株式およびその他の証券の収益および相関関係の過去のパターンに基づく。かかる過去の記録は、将来のポートフォリオのボラテリティの統計的推定およびファンドが保有するポジションの当該ボラテリティへの寄与度の双方の提供に活用される。

取締役会は、ファンドの投資対象および投資方針の大幅な変更または適用手数料の増額を決定する場合は、一か月(または金融監督委員会が承認したそれよりも短い期間)の事前の通知を、影響を受けるファンドの受益者に送付する。

受益者の平等な取扱いの原則に従って、およびマーケット・タイミング(「第2 管理及び運営、1 申込(販売) 手続等、(1) 海外における販売手続等」に記載される。)を防止する適切な予防策を講ずる限りにおいて、投資運用会社は、随時、請求に応じて、潜在的または現在の受益者に対し、ファンドの組入証券の状況についての過去の情報を提供する。さらに提供される情報の性質についての詳細は、投資運用会社から取得することができる。

(3) 運用体制

(ロ) 投資運用の意思決定プロセス

< 訂正前 >

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。

投資運用および運営を監視する体制を含め、ファンドの投資運用に対する責任は、管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が負う。日々の投資運用業務は、投資運用会社に委託されている。

(後 略)

< 訂正後 >

ファンドの投資運用方針は、以下のプロセスを通じて決定される。

投資運用および運営を監視する体制を含め、ファンドの投資運用に対する責任は、取締役会が負う。日々の投資運用業務は、投資運用会社に委託されている。

(後 略)

(5) 投資制限

< 訂正前 >

(前 略)

1. 適格資産への投資

(中 略)

(A) (1) 管理会社は、ファンドのために、以下に掲げるもののみに投資を行う。

(中 略)

d) EU加盟国内に所在する場合か否かを問わず、UCITS⁴の受益証券および/またはその他のUCIsの受益証券。

(中 略)

e) 要求に応じ払戻可能であるか、引き出す権利のある満期12か月未満の信用機関への預金（ただし、かかる信用機関は、EU加盟国に登記上の事務所を有するものとする。信用機関の登記上の事務所がEU非加盟国に所在する場合には、当該機関は、EU法に規定されるものと同等であると金融監督委員会がみなす慎重な規則に服しているものとする。）

f) 上記a)およびb)に記載される規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金で決済される同等の商品を含む。）および/または店頭で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ商品」という。）。

(中 略)

金融デリバティブ商品に関するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額を超過してはならない。当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で計算される。

ファンドのグローバル・エクスポージャーは、想定最大損失額方法論を用いて、絶対的な想定最大損失額を決定し、計算される。その結果、グローバル・エクスポージャーの制限は、想定最大損失額がファンドの純資産総額の20%を下回る場合に満たされることが想定される。

g) 規制ある市場で取引されていない短期金融商品。

ただし、商品の発行または発行者が投資者および貯蓄の保護の目的のために規制されており、かつかかる商品が、下記のいずれかに該当することを条件とする。

- EU加盟国の中央政府、地域もしくは地方の機関によって、またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行によって、またはEU非加盟国もしくは連邦国の場合は連邦構成地域の一つによって、もしくはEU加盟国の一もしくは複数に属する公的国際機関によって、発行または保証されていること。

(中 略)

⁴ 「UCITS」とは、2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会通達2009/65/ECに従って権限を付与された譲渡性のある証券への集団投資を目的とした事業のことをいう。

- (C) (i) 管理会社は、ファンドのために、純資産額の10%を限度として、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

(中略)

- (ii) また、ファンドがいずれかの発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資しており、当該投資がファンドの純資産額の5%を超えている場合、かかる投資の総額がファンドの純資産額の40%を超えてはならない。

(中略)

(C)(i)に規定される個々の制限にもかかわらず、ファンドは、その純資産額の20%を超えて、以下の組合せにより一つの機関に投資することはできない。

- 当該機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
- 当該機関に預けた預金、および/または
- 当該機関を相手方とするOTCデリバティブ商品取引から発生するエクスポージャー

- (iii) 上記(C)(i)に規定する10%制限は、EU加盟国、EU加盟国の地方機関によって、または適格国によって、または一か国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品については35%とし、かかる証券および短期金融商品は、上記(C)(ii)に基づく40%制限を計算する際には含めないものとする。

(中略)

- (v) ファンドがリスク分散の原則に従い、EU加盟国、EU加盟国の地方機関によって、またはOECD加盟国である適格国によって、または一か国以上のEU加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品に投資した場合、ファンドは、その純資産額の100%をかかると譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならず、かつ、いずれの1銘柄もファンドの純資産額の30%を超えてはならないものとする。

(中略)

- (D) (i) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が当該発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

- (ii) さらに、管理会社は、ファンドのために、(a)同一の発行体の無議決権株式の10%、(b)同一の発行体の債務証券の10%、および/または、(c)同一の発行体の短期金融商品の10%を超えない範囲でこれらを取得することができる。ただし、上記(b)および(c)に定める制限は、取得時において債務証券または短期金融商品の総額または発行済商品の純額が計算できない場合は、取得時にこれを遵守する必要はない。

(中略)

上記(D)(i)および(ii)に規定される制限は、以下に掲げるものには適用されない。

- (i) EU加盟国またはEU加盟国の地方機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品。

(中略)

- (iii) 一または複数のEU加盟国が属する公的国際機関によって発行される譲渡性のある証券および短期金融商品。

- (iv) EU非加盟国において設立された会社の資本として保有される株式、かかる会社は、その資産を主に、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資することとし、当該国の制定法に基づき、かかる保有が、当該国の発行体の証券に対しファンドが投資することができる唯一の方法とする。ただし、かかる会社が、その投資方針において、2010年法第43条、第46条、第48条(1)および(2)に規定された制限を遵守することを条件とする。

(中略)

- (E) (i) 管理会社は、ファンドのために、(A) d)に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、各UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資されるファンドの純資産額は20%までとする。

(中略)

- ()管理会社は、ファンドのために、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%を超えない範囲でこれを取得することができる。かかる制限は、取得時において発行済受益証券の総額が計算できない場合は、遵守する必要はない。複数のコンパートメントを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、当該UCITS/UCIによって発行された全ての受益証券、その全てのコンパートメントを合算したものを基準として適用される。

(中略)

2. 他の資産への投資

(中略)

- (F) 管理会社は、ファンドの勘定で保有された証券について、抵当権、質権、担保を設定し、その他負債の担保の目的として制限物権を設定することができない、ただし、上記(E)に記載された借入れに関連して必要な場合を除くものとし、かかる抵当権、質権、または担保の設定はファンドの純資産額の10%を超えないものとする。スワップ取引、オプション取引および先渡為替または先物取引に関連し、個別の勘定に預託された証券またはその他の資産には、当該制限は適用されない。

(中略)

4. 特別な投資技法および手段

2010年法またはその継承法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、および(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引を行うことができる。

(後略)

< 訂正後 >

（前 略）

1. 適格資産への投資

（中 略）

(A) (1) 管理会社は、ファンドのために、以下に掲げるもののみに投資を行う。

（中 略）

d) 加盟国⁴内に所在する場合か否かを問わず、UCITS⁵の受益証券および/またはその他のUCIsの受益証券。

（中 略）

e) 要求に応じ払戻可能であるか、引き出す権利のある満期12か月未満の信用機関への預金（ただし、かかる信用機関は、加盟国に登記上の事務所を有するものとする。信用機関の登記上の事務所が第三国¹に所在する場合には、当該機関は、EU法に規定されるものと同等であると金融監督委員会がみなす慎重な規則に服しているものとする。）

f) 上記a)およびb)に記載される規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金で決済される同等の商品を含む。）および/または店頭で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ商品」という。）。

（中 略）

金融デリバティブ商品に関するファンドのグローバル・エクスポージャーは、当該ファンドの純資産総額を超過してはならない。当該エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で計算される。

g) 規制ある市場で取引されていない短期金融商品。

ただし、商品の発行または発行者が投資者および貯蓄の保護の目的のために規制されており、かつかかる商品が、下記のいずれかに該当することを条件とする。

- 加盟国の中央政府、地域もしくは地方の機関によって、または加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州連合もしくは欧州投資銀行によって、または第三国もしくは連邦国の場合は連邦構成地域の一つによって、もしくは加盟国の一もしくは複数に属する公的国際機関によって、発行または保証されていること。

（中 略）

⁴ 投資制限における「加盟国」とは、2010年法に定義されるものである。

⁵ 「UCITS」とは、2009年7月13日付欧州共同体閣僚理事会通達2009/65/ECに従って権限を付与された譲渡性のある証券への集団投資を目的とした事業のことをいう。

¹ 「第三国」とは、加盟国以外の国のことをいう。

- (C) (i) 管理会社は、ファンドのために、純資産額の10%を限度として、同一の法主体が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品に投資することができる。

(中 略)

- (ii) また、ファンドがいずれかの発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資しており、当該投資がファンドの純資産額の5%を超えている場合、かかる投資の総額がファンドの純資産額の40%を超えてはならない。

(中 略)

(C)(i)に規定される個々の制限にもかかわらず、ファンドは、その純資産額の20%を超えて、以下の組合せにより一つの機関に投資することはできない。

- 当該機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品への投資
- 当該機関に預けた預金、または
- 当該機関を相手方とするOTCデリバティブ商品取引から発生するエクスポージャー

- (iii) 上記(C)(i)に規定する10%制限は、加盟国、加盟国の地方機関によって、または適格国によって、または一か国以上の加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券または短期金融商品については35%とし、かかる証券および短期金融商品は、上記(C)(ii)に基づく40%制限を計算する際には含めないものとする。

(中 略)

- (v) ファンドがリスク分散の原則に従い、加盟国、加盟国の地方機関によって、またはOECD加盟国である適格国によって、または一か国以上の加盟国が加入している公的国際機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品に投資した場合、ファンドは、その純資産額の100%をかかるとして譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。ただし、ファンドは、少なくとも6銘柄の証券を保有しなければならない、かつ、いずれの1銘柄もファンドの純資産額の30%を超えてはならないものとする。

(中 略)

- (D) (i) 管理会社は、ファンドのために、管理会社が当該発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

- (ii) さらに、管理会社は、ファンドのために、(a)同一の発行体の無議決権株式の10%、(b)同一の発行体の債務証券の10%、および/または、(c)同一の発行体の短期金融商品の10%を超えない範囲でこれらを取得することができる。ただし、上記(b)および(c)に定める制限は、取得時において債務証券または短期金融商品の総額または発行済商品の純額が計算できない場合は、取得時にこれを遵守する必要はない。

(中 略)

上記(D)(i)および(ii)に規定される制限は、以下に掲げるものには適用されない。

- (i) 加盟国または加盟国の地方機関によって発行または保証されている譲渡性のある証券および短期金融商品。

(中 略)

- (iii) 一または複数の加盟国が属する公的国際機関によって発行される譲渡性のある証券および短期金融商品。

- (iv) 第三国において設立された会社の資本として保有される株式。かかる会社は、その資産を主に、当該国に登記上の事務所を有する発行体の証券に投資することとし、当該国の制定法に基づき、かかる保有が、当該国の発行体の証券に対しファンドが投資することができる唯一の方法とする。ただし、かかる会社が、その投資方針において、2010年法第43条、第46条、第48条(1)および(2)に規定された制限を遵守することを条件とする。

(中略)

- (E)(i) 管理会社は、ファンドのために、(A) d)に記載されるUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、各UCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資されるファンドの純資産額は20%までとする。

(中略)

- () 管理会社は、ファンドのために、同一のUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券の25%を超えない範囲でこれを取得することができる。かかる制限は、取得時において発行済受益証券の総額が計算できない場合は、遵守する必要はない。複数のサブ・ファンドを有するUCITSまたはその他のUCIの場合、かかる制限は、当該UCITS/UCIによって発行された全ての受益証券、その全てのサブ・ファンドを合算したものを基準として適用される。

(中略)

2. 他の資産への投資

(中略)

- (F) 2010年法第51条および第11条(2)に基づく義務を害することなく、ファンドのすべてまたは一部の資産は、ファンドの業務に関連し、随時、保管受託銀行および/またはその他の第三者のために、担保として設定され、または抵当、保証もしくはその他の権利の対象となることがある。そのため、特に、結果として、ファンドの資産の現金化に遅滞が生じファンドが影響をうけ、また一定の状況においては、該当資産の強制処分の対象となることがある。

(中略)

4. 特別な投資技法および手段

2010年法またはその継承法ならびに現行または将来の関連するルクセンブルグの法令、もしくは施行規則、通達および金融監督委員会の見解、とりわけ、(i)2002年法¹の一定の定義に関する2008年2月8日付大公国規則第11条の規定、および(ii)集団投資を目的とした事業が譲渡性のある証券および短期金融商品に関する一定の技法および手段を使用する場合に、かかる事業に適用されるルールに関する金融監督委員会通達08/356の規定(随時行われるかかる規制等の改正を含む。)によって許容され、かつ規定される制限の範囲を限度として、管理会社は、ファンドのために、追加の資本金もしくは収益を発生させるために、またはコストもしくはリスクを軽減するために、証券貸付取引を行い、かつ、買主または売主のいずれかとして、任意的な買戻取引および非任意的な買戻取引を行うことができる。

(後略)

¹ 2002年法は撤廃され、2010年法に代替された。

3 投資リスク

リスクに対する管理体制

<訂正前>

管理会社は、ファンドのために、いつでもリスクについての見解およびファンドのリスク要因全般についての助言を監視ならびに評価することができるリスク管理プロセスを採用する。ファンドのために管理会社は、適用ある場合、店頭取引される金融デリバティブ商品の評価について正確かつ独立した評価手続を採用する。

受益者の請求により、管理会社は、ファンドのリスク管理、目的達成のために選択された手法、商品の主要なカテゴリーのリスクおよび利回りの直近の展開に適用される量的な制限に関する補足情報を提供する。

<訂正後>

管理会社は、ファンドのために、いつでもリスクについての見解およびファンドのリスク要因全般についての助言を監視ならびに評価することができるリスク管理プロセスを採用する。ファンドのために管理会社は、適用ある場合、店頭取引される金融デリバティブ商品の評価について正確かつ独立した評価手続を採用する。

ファンドのために管理会社は、アブソルート・バリュース・アット・リスク法を利用する。アブソルート・バリュース・アット・リスクで保有可能となるのは、ファンドの純資産総額の20%を上限とする。

予想されるファンドのレバレッジ最大水準は200%であるが、かかるレバレッジ水準は、一定の市場環境において随時超過する。当該レバレッジ水準は、使用されるデリバティブの想定額を用いて計算される。想定額の計算方法は、ファンドのために管理会社が使用する全てのデリバティブの元本額の合計額で表示されるが、デリバティブ・ポジションのネットティングは斟酌されない。

受益者の請求により、管理会社は、ファンドのリスク管理、目的達成のために選択された手法、商品の主要なカテゴリーのリスクおよび利回りの直近の展開に適用される量的な制限に関する補足情報を提供する。

4 手数料等及び税金

(4) 管理報酬等

(a) 管理会社および投資運用会社の報酬

<訂正前>

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の管理報酬を受領する（後払い）。管理会社および投資運用会社は、インスティテューショナル証券およびインターナショナル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中の当該クラス証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率1.5%の投資運用報酬を受領する。

管理会社は、上記管理報酬から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者（保管受託銀行ならびに管理事務、登録事務、名義書換事務および支払事務代行会社を除く。）に対する報酬および費用を支払うものとする。

（後 略）

< 訂正後 >

管理会社および投資運用会社は、リテイル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中のリテイル証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.75%（ファンドの純資産150億円以下について）および0.70%（ファンドの純資産150億円超の部分について）の管理報酬を受領する（後払い）。管理会社および投資運用会社は、インスティテューショナル証券およびインターナショナル証券について、ファンド資産から、月末毎に当該月中の当該クラス証券に帰属するファンド資産の日々の平均純資産総額の年率1.5%の投資運用報酬を受領する。

上記の管理報酬のうち、管理会社は、毎年ファンドの純資産総額の0.08%を上限とする月額報酬を受領する。かかる報酬は、3,000ユーロを最低月額報酬として支払われる。

管理会社は、上記管理報酬総額から、投資運用会社または管理会社が職務を委託またはファンドの運用に関し、管理会社が援助もしくは助言を求めたその他の第三者（保管受託銀行ならびに管理事務、登録事務、名義書換事務および支払事務代行会社を除く。）に対する報酬および費用を支払うものとする。

（後 略）

(5) その他の手数料等

< 訂正前 >

（前 略）

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。

平成24年3月31日に終了した会計年度にファンドが負担したその他の費用は、27,153,367円であった。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。その他の経費は3年を超えない期間にわたり償却することができる。

投資運用会社は、ファンドのキー・インベスター・インフォメーション書面の作成および継続的更新に関する費用等、ファンドの一定のUCITS関連費用を負担することができる。

平成24年3月31日に終了した会計年度にファンドが負担したその他の費用は、27,153,367円であった。

（後 略）

(6) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(a) 日本

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。
本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

（中略）

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成25年1月1日以後は10.147%（所得税7.147%、住民税3%）、平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

（中略）

(b) ルクセンブルグ

（中略）

受益者

（中略）

2005法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人によって定義されまたは2005法で定められた個人もしくは一定の残余事業体（支払代理人により実行された本人確認手続の結果、ルクセンブルグ以外のEU加盟国、スイス連邦、カリブ海の属領または連合地域、チャンネル諸島、マン島、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、アンドラ公国およびサンマリノ共和国の居住者であると確認または擬制された者。））に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払いは、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受益権者が、ルクセンブルグにおける関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の詳細をその居住国またはみなし居住国の金融当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、または、関連する支払代理人に対して、自国の金融当局による納税証明書を2005法によって要求される方式で提供している場合はこの限りではない。

（後略）

< 訂正後 >

(a) 日本

ファンドの受益証券の募集は、金融商品取引法第2条第3項1号の「有価証券の募集」に該当する。

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。この場合支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

（中略）

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

（中略）

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10.147%（所得税7.147%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

（中略）

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる（平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、10.147%(所得税7.147%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われる(平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

(中略)

(b) ルクセンブルグ

(中略)

受益者

(中略)

2005法に基づき、ルクセンブルグに設立された支払代理人によって定義されまたは2005法で定められた個人もしくは残余事業体(支払代理人により実行された本人確認手続の結果、ルクセンブルグ以外のEU加盟国、EU加盟国の属領または連合地域(ジャージー、ガンジー、マン島、モンセラト、英領ヴァージン諸島、アルバ、キュラソー、シントマールテン島、ボネール島、シント・ユースタティウス島およびサバ島)の居住者または当該国が設立地であると確認または擬制された者もしくは事業体。)に対してもしくはその直接的な利益のために行われる利息または同様の収益の支払いは、源泉徴収税の対象となる。ただし、関連する受益権者が、ルクセンブルグにおける関連する支払代理人に対して、関連する利息または同様の収益の支払の詳細をその居住国またはみなし居住国の金融当局に対して提供する旨の適切な指示を行っている場合、または、関連する支払代理人に対して、自国の金融当局による納税証明書を2005法によって要求される方式で提供している場合はこの限りではない。

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

(1) 海外における販売手続等

<訂正前>

関連するクラスのファンド証券1口当りの発行価格は、管理事務代行会社を通じて管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。販売手数料は、1口当りの純資産価格の3.15%およびファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

(中略)

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に円または該当クラスの通貨で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理事務代行会社を通じて管理会社によって発行される。

(中略)

国際証券は、50,000ユーロまたはその他の通貨建ての相当額を最低申込額として、非機関投資家に対して募集される。かかる最低申込額は管理会社の取締役会の裁量により放棄することができる。

リストラクティッド証券は、投資予定者によるリストラクティッド証券の申込みを許可または拒絶する完全な裁量を有する管理会社取締役会の事前の承認を条件として、申込時にアーカス・グループの従業員またはその他の者および/もしくは法人である投資者に対しのみ販売され、他の全ての投資者に販売されない。

(中略)

ファンド証券の買付最低口数は10口であり、10口以上については1口単位である。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止し、または管理会社により承認された投資者に対し特定のクラスの受益証券の発行を留保することができる。

(中略)

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達撲滅

国際法およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の撲滅に関する法律によるが、それに限定されない。）ならびに監督官庁の通達にしたがって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の目的で投資信託を用いることを防止するため、財務部門のすべての専門家に責任が課せられている。かかる規定の結果、集団投資を目的としたルクセンブルグにおける事業の登録事務代行会社は、申込者の身元確認を行わなければならない。管理事務代行会社は、申込者に対して、容認できる身元証明の提出を要求する場合があります。法的主体である申込者に対しては、商業登記機関による抄本もしくは定款またはその他の公的文書の提出を要求する場合があります。いずれの場合においても、管理事務代行会社は、該当する法律上および規制上の要件に遵守するために、いつでも追加の文書を要求することができる。

（中略）

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・ディリジェンス要件に基づき、随時、追加または更新済の身元確認書類の提出を要求されることがある。

< 訂正後 >

関連するクラスのファンド証券1口当りの発行価格は、管理事務代行会社を通じて管理会社により買付申込みが受領された評価日の翌評価日に決定される1口当りの純資産価格である。リテイル・クラスに適用される販売手数料は、1口当りの純資産価格の3.15%およびファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはならない。

（中略）

買付代金の支払は、保管受託銀行の指図人に対する電信送金により、申込みが受領された日から起算し5評価日以内に該当クラスの通貨で行う。

ファンド証券は、買付代金が保管受託銀行によって上記の期間内に受領された場合に、管理事務代行会社を通じて管理会社によって発行される。

（中略）

インターナショナル証券は、50,000ユーロまたはその他の通貨建ての相当額を最低申込額として、非機関投資家に対して募集される。かかる最低申込額は取締役会の裁量により放棄することができる。

リストラクティッド証券は、投資予定者によるリストラクティッド証券の申込みを許可または拒絶する完全な裁量を有する取締役会の事前の承認を条件として、申込時にアーカス・グループの従業員またはその他の者および/もしくは法人である投資者に対しのみ販売され、他の全ての投資者に販売されない。

（中略）

リストラクティッド証券およびリテイル証券の買付最低口数は10口であり、10口以上については1口単位である。

管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびファンドまたは管理会社の保護のために必要な場合には、特定の個人または法人のファンド証券の取得を禁止し、または管理会社により承認された投資者に対し特定のクラスの受益証券の発行を留保することができる。

（中 略）

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達撲滅

国際法およびルクセンブルグの法令（2004年11月12日付マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の撲滅に関する法律によるが、それに限定されない。）ならびに監督官庁の通達にしたがって、マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の目的で投資信託を用いることを防止するため、財務部門のすべての専門家に責任が課せられている。かかる規定の結果、集団投資を目的としたルクセンブルグにおける事業の登録事務代行会社は、申込者の身元確認を行わなければならない。管理事務代行会社は、リスクに基づく手法に従って、申込者に対して、容認できる身元証明の提出を要求する場合があります。法的主体である申込者に対しては、商業登記機関による抄本もしくは定款またはその他の公的文書の提出を要求する場合があります。いずれの場合においても、管理事務代行会社は、該当する法律上および規制上の要件に遵守するために、いつでも追加の文書を要求することができる。

（中 略）

受益者は、管理事務代行会社のリスクに基づく手法に従って、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・ディリジェンス要件に基づき、随時、追加または更新済の身元確認書類の提出を要求されることがある。

2 買戻し手続等

(1) 海外における買戻し手続等

< 訂正前 >

（前 略）

あるクラスに関する経済的、財政的、社会的または政治的状況の変化が当該クラスの投資に重大な悪影響を及ぼす場合、または経済的な合理化を進めるために、管理会社の取締役会の決定により、当該クラスの受益証券の強制買戻しにより当該クラスを償還することができる。

管理会社の取締役会は、強制買戻しの理由および買戻しの手続きを記載した書面による通知を、当該受益証券の保有者に対し、強制買戻しの効力発生日前に送付するものとする。受益者の利益または受益者間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、投資対象の実際の換価価格および換価費用を斟酌して、該当クラスの受益者は、強制買戻し効力発生日前に受益証券の買戻しを引き続き請求することができる。

（中 略）

米国人または非機関投資家（適用ある場合）などのファンドの受益証券の保有について禁止された者が、単独またはその他の者と合同で、直接的または間接的に受益証券の実質所有者もしくは登録所有者となることを管理会社が検知した場合、管理会社はその裁量により、責任を負うことなく、買戻しの通知後、受益証券を強制的に買戻すことができ、買戻後、ファンドの受益証券の保有を禁止された者は受益証券の保有者でなくなる。管理会社は、受益証券の所有者がファンドの受益証券の保有を禁止された者に該当するか否か、または該当するであろうか否かについて決定する目的のため必要とみなされる情報の提供を、受益者に対し要求することができる。

管理会社は、また、以下の受益者について、全受益証券を強制的に買戻す権限を有する。

1. 目論見書および/または約款に反し、受益証券の一部を譲渡した受益者または譲渡しようとした受益者、
2. 受益証券の取得に関し受益者によりなされた表明または保証が真正ではなかった受益者もしくは真正ではなくなってしまった受益者、またはその他の管理会社との契約不履行を行った受益者、または
3. 管理会社が、かかる強制買戻しが、重大な法的、金銭的、税務上、経済的、専有、管理上またはその他、管理会社の不利益となることを回避するものであると、その絶対裁量により判断したその他の状況にある受益者。

< 訂正後 >

(前 略)

あるクラスに関する経済的、財政的、社会的または政治的状況の変化が当該クラスの投資に重大な悪影響を及ぼす場合、または経済的な合理化を進めるために、取締役会の決定により、当該クラスの受益証券の強制買戻しにより当該クラスを償還することができる。

取締役会は、強制買戻しの理由および買戻しの手続きを記載した書面による通知を、当該受益証券の保有者に対し、強制買戻しの効力発生日前に送付するものとする。受益者の利益または受益者間の平等な取扱いを維持するため、別途決定されない限り、投資対象の実際の換価価格および換価費用を斟酌して、該当クラスの受益者は、強制買戻し効力発生日前に受益証券の買戻しを引き続き請求することができる。

(中 略)

米国人(アメリカ合衆国証券法レギュレーションSまたは追加雇用対策法の一部として制定された外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)に定義される。)または非機関投資家(適用ある場合)などのファンドの受益証券の保有について禁止された者が、単独またはその他の者と合同で、直接的または間接的に受益証券の実質所有者もしくは登録所有者となることを管理会社が検知した場合、管理会社はその裁量により、責任を負うことなく、買戻しの通知後、受益証券を強制的に買戻すことができ、買戻後、ファンドの受益証券の保有を禁止された者は受益証券の保有者でなくなる。管理会社は、受益証券の所有者がファンドの受益証券の保有を禁止された者に該当するか否か、または該当するであろうか否かについて決定する目的のため必要とみなされる情報の提供を、受益者に対し要求することができる。

管理会社は、また、以下の受益者について、全受益証券を強制的に買戻す権限を有する。

1. 目論見書および/または約款に反し、受益証券の一部を譲渡した受益者または譲渡しようとした受益者、
2. 受益証券の取得に関し受益者によりなされた表明または保証が真正ではなかった受益者もしくは真正ではなくなってしまった受益者、またはその他の管理会社との契約不履行を行った受益者、または
3. 管理会社が、かかる強制買戻しが、重大な法的、金銭的、税務上(FATCAにより課される要件違反に帰因する税務負債を含む。)、経済的、専有、管理上、重要性またはその他、管理会社またはファンドの不利益となることを回避するものであると、その絶対裁量により判断したその他の状況にある受益者。

3 転換手続等

(1) 海外における転換手続等

<訂正前>

（前 略）

リストリクティッド証券への転換は、投資者がアークス・グループの従業員または管理会社取締役会が承諾したその他の者および/もしくは法人である旨の十分な証明を管理会社取締役会に提出した場合にのみ、行うことができる。

（後 略）

<訂正後>

（前 略）

リストリクティッド証券への転換は、投資者がアークス・グループの従業員または取締役会が承諾したその他の者および/もしくは法人である旨の十分な証明を取締役に提出した場合にのみ、行うことができる。

（後 略）

4 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

純資産価格の計算

<訂正前>

（前 略）

ファンドの負債は、以下を含むものとみなされる。

（中 略）

(d) 管理会社の取締役会が承認し管理事務代行会社が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金およびその他の準備金。

（中 略）

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

（中 略）

(i) 取引所またはその他の規制ある市場で取引されていないオプション契約の清算価値とは、管理会社の取締役会によって定められた方針に基づいて、様々な異なる種類の契約に一貫して適用される基準によって決定されるその純清算価値のことをいう。取引所またはその他の規制ある市場で取引されている先物、先渡またはオプション契約の清算価値は、ファンドによって特定の先物、先渡またはオプション契約が取引されている取引所および規制ある市場におけるかかる契約の直近の終値または決済価格を基礎とする。ただし、先物、先渡またはオプション契約が、純資産が決定される日に清算されることができなかった場合、かかる契約の清算価格の決定基準は、管理会社の取締役会が公正かつ合理的とみなす価額とする。

（後 略）

< 訂正後 >

（前 略）

ファンドの負債は、以下を含むものとみなされる。

（中 略）

(d) 取締役会が承認し管理事務代行会社が随時決定する評価日までの総資産および収益に基づく適切な納税引当金およびその他の準備金。

（中 略）

上記資産の価格は、以下の方法によって決定される。

（中 略）

(i) 取引所またはその他の規制ある市場で取引されていないオプション契約の清算価値とは、取締役会によって定められた方針に基づいて、様々な異なる種類の契約に一貫して適用される基準によって決定されるその純清算価値のことをいう。取引所またはその他の規制ある市場で取引されている先物、先渡またはオプション契約の清算価値は、ファンドによって特定の先物、先渡またはオプション契約が取引されている取引所および規制ある市場におけるかかる契約の直近の終値または決済価格を基礎とする。ただし、先物、先渡またはオプション契約が、純資産が決定される日に清算されることができなかつた場合、かかる契約の清算価格の決定基準は、取締役会が公正かつ合理的とみなす価額とする。

（後 略）

(3) 信託期間

< 訂正前 >

ファンドの存続期限は無期限である。(平成20年11月13日付管理会社取締役会決議により延長された。)

< 訂正後 >

ファンドの存続期限は無期限である。(平成20年11月13日付取締役会決議により延長された。)

(5) その他

存続期間および解散

<訂正前>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社の取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。さらに管理会社は、受益者の最善の利益であるとみなされる場合、ルクセンブルグ国外の一紙または複数紙の新聞に公告をすることを決議することができる。

(後 略)

<訂正後>

ファンドの存続期間は無期限である。ファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意により、いつでも解散することができる。ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、取締役会は、日本の販売会社と協議のうえ、ファンドの解散を考慮する。また、ファンドはルクセンブルグ法の定める場合に解散される。受益者または受益者の相続人もしくは遺産受取人は、ファンドの解散を請求することはできない。解散の通知は、ルクセンブルグのメモリアルおよび管理会社と保管受託銀行が合意し決定する適切な発行部数を有する少なくとも2つの新聞に公告されるものとし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。さらに管理会社は、受益者の最善の利益であるとみなされる場合、ルクセンブルグ国外の一紙または複数紙の新聞に公告をすることを決議することができる。

(後 略)

5 受益者の権利等

(1) 受益者の権利等

<訂正前>

受益者が受益権を管理会社に対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

（中 略）

受益者の有する主な権利は、以下の通りである。

分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有する。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、管理会社に随時請求する権利を有する。

期日より5年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、かかる分配金は、ファンドに帰属する。

（後 略）

<訂正後>

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンドの受益者名簿にファンド証券名義人として登録されていなければならない。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできない。これら日本の受益者は約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

（中 略）

受益者の有する主な権利は、以下の通りである。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

期日より5年以内に請求されなかった分配金について、その受領権は消滅し、かかる分配金は、ファンドに帰属する。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に随時請求する権利を有する。

（後 略）

第三部 特別情報

第1 管理会社の概況

(2) 会社の機構

< 訂正前 >

(前 略)

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

< 訂正後 >

(前 略)

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に取締役の指図に従う。

第2 その他の関係法人の概況

< 訂正前 >

1 名称、資本金の額及び事業の内容

1. アーカス・インベストメント・リミテッド

(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」および「海外における販売会社」)

(中 略)

(2) 事業の内容

アーカス・インベストメント・リミテッドは、英国において1998年6月11日に設立された会社(登録番号3582673)であり、1998年11月13日に英国の投資運用規制機構のメンバーとして承認を受けている。

(中 略)

2 関係業務の概要

1. アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」および「海外における販売会社」)

投資運用会社は、ファンド資産の投資運用業務および総販売業務を行う。

2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」ならびに「管理事務、登録事務および名義書換ならびに支払事務代行会社」)

管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。また、ファンドの管理事務、登録事務および名義書換ならびに支払事務代行会社であり、ファンド受益証券の発行、買戻し、登録・名義書換および純資産価格の計算等を行う。

(後 略)

<訂正後>

1 名称、資本金の額及び事業の内容

1. アーカス・インベストメント・リミテッド

(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」および「海外における販売会社」)

(中 略)

(2) 事業の内容

アーカス・インベストメント・リミテッドは、英国において1998年6月11日に設立された会社(登録番号3582673)であり、1998年11月13日に英国の投資運用規制機構のメンバーとして承認を受けている。

投資運用会社は、適用法令の範囲内で、ファンドの受益証券を保有することができる。

(中 略)

2 関係業務の概要

1. アーカス・インベストメント・リミテッド(Arcus Investment Limited)(「投資運用会社」)

投資運用会社は、ファンド資産の投資運用業務および総販売業務を行う。

アーカス・インベストメント・リミテッドは、管理会社により、ファンドの受益証券を適法に販売することができるすべての国におけるファンドの受益証券の販売会社としても任命された。アーカス・インベストメント・リミテッドは、副販売会社を任命する権利を有する。

投資運用会社は、国際スワップデリバティブ協会(ISDA)相手方を含め、様々な第三者から公的に入手することができない情報の提供を受けることができる。投資運用会社は、受益者の利益のためだけに、ファンドの運用にかかる情報を利用する。

投資運用会社は、小規模な投資会社である。投資運用会社は、適用ある法令に基づく様々な組織的要件を遵守しなければならないが、関連する手続は投資運用会社の規模に比例したものである。ロンドンの事務所に駐在する比較的少数の従業員が、コンプライアンスおよびリスク管理に関して上級職に要求される経験を有しており、またはかかる管理職務に専念することができる。このことにより、任務の分離が限定されることがある。すなわち、任務または職務は、適用ある法令を遵守し、利益相反を回避するため必要に応じて、かつ、必要な場合に異なる者により引き受けられるとはいえ、ファンド・マネージャーが、適用ある法令により認められる範囲内でコンプライアンス・オフィサーおよびリスク管理オフィサーの任務も引き受け、また取引および決済職務が同一の従業員により遂行される可能性がある。

2. バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパ(Banque Privée Edmond de Rothschild Europe)(「保管受託銀行」ならびに「管理事務、登録事務および名義書換ならびに支払事務代行会社」)

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、ファンドの保管受託銀行に任命されている。

保管受託銀行または管理会社は、90日以上前に相手方に対して書面による通知を交付することによりいつでも、保管受託銀行の任務を終了させることができる。保管受託銀行の任務が終了された場合、管理会社は当該終了から2か月以内に、約款に基づき保管受託銀行の責任および職務を負う新たな保管者を任命する最善の努力を払う。新たな保管受託銀行が任命されるまでの間、保管受託銀行は、受益者の利益が良好に保持されるようあらゆる必要な措置を講じる。上記の終了がなされた後も、保管受託銀行の任務は、新たな保管者へのファンドのすべての資産の譲渡に必要とされる期間中は継続される。

第三者の保管者の選定および監督において詐欺、故意の不正行為または過失があった場合を除き、保管受託銀行は、管理会社および受益者に対し、かかる第三者の保管者の破産または支払不能に起因する損失につき責任を負わない。

保管受託銀行は、2010年法第1章に従って自己の職務および責任を負う。

ファンドの資産を構成するあらゆる現金、譲渡性のある有価証券およびその他の適格資産は、ファンドの受益者のために保管受託銀行により保有される。保管受託銀行は、当該資産の保管を銀行および金融機関に預託する。ファンドの現金および有価証券の保管に関して銀行の通常の職務を行う。保管受託銀行は、管理会社またはその任命した代理人からの指示を受けた場合にのみ、ファンドのためにファンドの資産を処分し、第三者に支払いを行う。

バンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパはまた、ファンドの中央管理事務、特にファンドの受益証券の純資産価格の計算およびファンドの会計帳簿の維持ならびにファンドの受益証券の発行、買戻し、解約および名義書換ならびに受益者名簿の保管につき責任を負う。管理事務代行会社、登録事務・名義書換および支払事務代行会社として行為するバンク・プリベ・エドモンド・ド・ロスチャイルド・ヨーロッパは、以下「管理事務代行会社」とも呼称される。

管理事務代行会社は、自己の義務の遂行にあたり、ブローカー、保管者または価格評価機関等のプライシング・ソースにより提供される情報に依拠するものとし、かかるプライシング・ソースにより提供される評価または決算報告書は、直近の入手可能な価格とみなされるものとする。管理事務代行会社は、上場されていない資産に関し、管理会社または管理会社により評価を授權されているいずれかの第三者により提供される評価に依拠することができる。

プライシング・ソース(すなわち、プライム・ブローカー、保管者、その他のブローカーまたは価格評価機関)により提供される評価または決算報告書は、管理事務代行会社がコントロールを行うことのない情報の中では最も信頼できる情報とみなされる。管理事務代行会社は、プライシング・ソースに起因する一切の評価の誤謬につき責任を負わない。

保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドの投資に関する意思決定の裁量を有しない。保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドにとってサービス提供者であり、目論見書の作成につき責任を負わず、そのため、目論見書に含まれるいかなる情報の正確性についても責任を負わない。

(後 略)